

公 募 公 告

令和 7 年 1 月 26 日

支出負担行為担当官

大阪法務局長 中川 博文

大阪法務局では、令和 8 年 4 月から大阪府堺市西区北条町一丁（一部）及び上野芝向ヶ丘町一丁地区において、不動産登記法第 14 条第 1 項に定める地図の作成事業を実施するところ、同事業の現地事務所として利用可能な建物の賃貸借について下記のとおり公募する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 契 約 名 令和 8 年度大都市特化型法務局地図作成事業現地事務所の賃貸借
- (2) 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
ただし、賃貸人の責めに帰すべき事由等により本契約を継続しがたい特段の事由が生じた場合を除き、令和 13 年 3 月 31 日を限度に更新できるものとする。
なお、その場合の令和 9 年度以降の月額の契約金額は、令和 8 年度と同一金額とする。
- (3) 目 的 物 募集要領のとおり。

2 賃貸借の条件

- (1) 当該建物が J R 阪和線富木駅、鳳駅、津久野駅、上野芝駅、百舌鳥駅、三国ヶ丘駅又は堺市駅から徒歩 10 分以内に位置していること。
- (2) 事務所として直ちに使用できる部分の延べ床面積が 40 平方メートル以上 80 平方メートル以下の建物であること。
- (3) 当該建物の事務所として使用する部分が 1 階であること（2

階以上である場合は、JIS規格の電動車椅子対応のエレベータ設備があること。)。

- (4) 当該建物内に電気及び水道の設備があること。
- (5) 当該建物の事務所として使用する部分に照明設備、電話配線及び電気設備が完備され、直ちに使用できること。また、当局で使用するLAN専用回線の敷設及び周辺機器の設置ができるこ^ト（費用は当局が負担する。）。
- (6) 敷金、礼金、保証金及び更新料等の契約締結時に係る費用が不要であり、契約締結後も賃貸借料以外の費用が不要であるこ^ト。
- (7) 当該建物の賃貸借料（電気料、水道料及びその他一切の諸費用を含む。）の翌月払が可能であること。
- (8) 1台以上の駐車場が当該建物敷地内にあること（敷地内に確保できないときは、近隣に確保することでも可とする。）。

3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 仲介人として公募に参加する場合にあっては、国土交通大臣又は大阪府知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。
- (5) 大阪法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停

止等」という。)を受けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けている者が、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

(7) 本募集要領の交付を受けていること。

4 募集要領等の交付場所及び公募に関する問合せ先

(1) 交付場所

大阪市中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎5階

大阪法務局総務部会計課(担当：用度係 内海)

電話 06-6942-1485 (直通)

なお、募集要領等(PDFファイル)は、電子メールで請求をすることができる(請求者氏名、住所(法人の場合は法人名及び担当者名並びに所在)及び電話番号を電子メールに記載するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。)。

請求先メールアドレス

kaikei02_oosaka_moj_bal@moj.go.jp

(2) 交付期間

令和7年12月26日(金)から令和8年1月15日(木)

までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)。

5 公募参加の申込み

公募に参加する者は、令和8年1月15日(木)午後5時までに、募集要領において定める書類を上記4(1)の場所まで提出すること。

以上